

奈良県観光戦略本部設置要綱

(目的)

第1条 奈良県観光を取り巻く環境の変化を踏まえ、本県の観光施策を機動的かつ戦略的に推進するため、奈良県観光戦略本部（以下「戦略本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 戦略本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本県観光に関する施策の効果的な推進に関すること
- (2) 第1条の目的の達成のために必要な事項に関すること

(本部会議の設置)

第3条 戦略本部に、本部会議を置く。

(本部会議の委員)

第4条 本部会議の委員は、本部長、副本部長、副本部長代理及び本部員とする。

- 2 本部長は、知事が選任した者をもって充てる。
- 3 副本部長は、奈良県副知事の担当事務に関する規程（令和6年3月29日奈良県訓令第20号）により産業部観光局を担当事務とする副知事をもって充てる。
- 4 副本部長代理は、奈良県政策参与（観光振興担当）をもって充てる。
- 5 本部員は、観光振興に関し識見を有する者のうちから、知事が選任する。
- 6 本部長及び本部員の任期は、選任された年度の末日までとする。

(本部会議の開催)

第5条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集し、第2条に規定する事項について協議する。

- 2 本部会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第6条 本県の観光に係る個別事項について検討を行うため、必要に応じ、戦略本部に部会を設置する。

- 2 部会の設置については、本部会議で決定するものとする。
- 3 部会の委員は、知事が別に選任する者をもって組織する。

- 4 第4条第6項の規定は、部会の委員の任期について準用する。
- 5 部会の運営に関する事項は、この要綱で定めるもののほか、当該部会で決定することとする。

(事務局)

第7条 戦略本部の事務局は、産業部観光局観光戦略課に置く。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年5月10日から施行する。